

「声をきく」としながら県民投票は「慎重に検討」?!

県議会が8日開会し、東海第2原発の再稼働の賛否を問う「県民投票条例案」が上程されました。新型コロナ対策が講じられた本会議場には、入場制限いっぱいの傍聴者が集まり、入れなかった人は別室でモニター視聴しました。

徳田代表が本会議で意見陳述

県民投票の会・徳田太郎代表は意見陳述(裏面要旨)で、問われているのは「原発の再稼働そのものではない。民意をはかる政策決定のプロセスだ」と説明。「多くの県民が茨城の未来を考え、話し合い、選びたいと待っている」と前向きな審議を求めました。

知事は、県民の意見を聴く方法について「県民投票を含め様々な方法があることから、慎重に検討していく必要がある」とし、自らの賛否は明らかにしませんでした。また、条例案について「開票事務の主体が不明確」と不備を指摘(裏面全文)。これを正すには、6名以上の議員(議員定数12分の1)で一部修正を提案する必要があります。

18日連合審査会・20日予算特別委員会・23日本会議採決

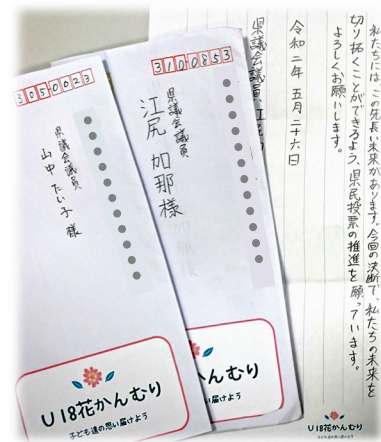
条例案は18日の防災環境産業委員会(江尻議員)と総務企画委員会による「連合審査会」、20日の予算特別委員会(山中議員)を経て、23日の本会議で採決される予定です。

議●会●傍●聴●記

- ▼徳田代表がすべての県議を前にして意見を言えたのは良かった。陳述後に多くの議員から拍手があがったね。
- ▼意見陳述は、署名を1筆1筆集めた人たちの実感がこもっていました。
- ▼知事はなぜ本会議場で意見書を読み上げなかったの？ 議員席に文書で配るだけでは傍聴者に伝わらない！
- ▼徳田さんが「地方自治は民主主義の学校」と言ったのが印象に残った。
- ▼共産党は一般質問できない議会なんですね。他の議員の質問にも注目しています。議論を深めてほしいです。

中高生が議員に手紙

東海第2原発の再稼働めぐり、県内中高生でつくるグループ「U(アンダー)18花かんむり」から県議全員に手紙が届きました。メンバーの了解を得ましたのでご紹介します。



こんにちは。U18花かんむりです。突然のお手紙で失礼します。U18花かんむりは、中高生を中心に活動しているグループです。わたしたちは、原子力発電について、18歳未満の選挙権のない子どもたちの思いも伝えたいと考え、活動しています。原子力発電の問題は、未来を生きる私たちにとっても重要な問題であり、みんなで考えなくてはいけないことだと思います。

県民投票を実施するためには、みなさんの過半数の賛成が必要だと知りました。同封した別紙は、54名の署名とともに県知事にも提出します。

私たち子どもたちは、まだ有権者ではありませんが、将来の有権者として思いを集め、多くの方々に伝えるために署名を集めることにしました。

これだけの子どもたちが県民投票に賛成しているということを知り、解していただければと思います。

原子力発電は、そこに住むすべての人の命や生活に関わる大きな問題なので、より多くの人がこの問題について向き合い、考え、決定に参加することが必要だと思います。

1人でも多くの県議会議員のみなさんに共感していただければと思います。

私たちにはこの先長い未来があります。今回の決断で私たちの未来を切り拓くことができるよう、県民投票の推進を願っています。よろしくお願ひします。

令和2年5月26日



県内各地で集められた署名は、自分や子どもたち、孫世代の将来にも関わる原発再稼働という重要な問題について考え、意思表示する機会をつくってほしいという県民の率直な願いを表しています。その願いが実るよう最善を尽くします。



今回ご審議いただくのは、東海第二発電所の再稼働そのものに関する議案ではなく、「いかにして民意をはかるのか」の方法に関する条例案です。この観点から、代表的な3つの論点に関し、意見を申し上げます。

① 県民投票と二元的代表制との関係について

県民投票は、代議制を否定するものでも、代替するものでもありません。むしろ、県民投票によって補完されることを通じ、議会の存在が輝きを増します。

② 投票前の情報提供と冷静な議論の実現について

投票に至るまでのプロセスの総体を県民投票として捉え、各方面から十分かつ正確な情報が提供されること、一人ひとりが熟慮し、また様々な人と討議する場と機会が確保されることが、きわめて重要と考えています。

徳田太郎さんの意見陳述要旨

アンケート調査ではなく、県民投票プロセスこそが、「練られた民意」の把握を可能とします。

③ 県民投票の実現に要する費用について

費用は、今後予定されている選挙と同日に実施するなど、時期や方法によって削減が可能です。また、コストとしてではなく、自治の担い手として県民が成長するための「投資」として捉えていただきたく存じます。

「自分たちが意思表示できる機会としての県民投票の実施」という一点において賛同した86,703名余りの県民が、いばらきの未来をもっと考えたい、ともに話し合いたい、私も選びたいと待っています。

県民投票の実現に向けて、「偏党ある無く、衆思を集め、群力を宣べ（『弘道館記』）」のような、前向きなご審議をお願いします。

大井川知事の意見書

本請求に係る条例案（以下「条例案」という。）を検討した結果、以下のとおり意見を付けるものである。

1 東海第二発電所の稼働に是非に関する県民意見の聴取方法について

東海第二発電所は、平成30年11月に、原子力規制委員会による本体施設等に係る新規制基準適合性審査等が終了し、現在は、特定重大事故等対処施設に係る審査が進められている。

この新規制基準について原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて強化しているが、どのような異常事態が生じてても放射性物質が環境に放出されることは絶対にないといった安全性を要求しているものではないとしている。

本体施設等の審査終了後に、県が主催した原子力規制庁による新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会や、安全対策に係る意見募集においては、県民から、安全性に対する懸念の声、数多く寄せられたところである。

このため、県では、原子力安全対策委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて、県民意見も踏まえて安全性の検証を行い、安全対策により、どのような事故・災害にどの程度まで対応できるようになるのかを県民に示すこととしている。

一方、国の防災基本計画において、東海第二発電所から約30キロメートル圏内の14市町村は、万が一の事故・災害に備えて、広域避難計画を策定することが義務付けられているが、これまでに策定した県と5市町村においては、「避難に際し支援が必要な在宅の方への支援体制」、「避難に必要なバスや福祉車両の確保」などの課題を計画に明記しており、また、市町村による避難計画の説明会等においては、住民から、「放射性物質の放出までに避難が可能なのか」、「屋内退避中の被ばくの影響が心配である」など、避難計画の実効性を懸念する意見が寄せられているところである。

このため、県では、国、市町村及び関係機関とともに、解決を図るべき諸課題を共有・認識したうえで、内閣府が設置している東海第二地域原子力防災協議会作業部会等において、実効性ある避難計画の策定に取り組むとともに、国からは、避難計画の策定に当たり想定すべき事故・災害が具体的に示されていないことから、県としては、最悪の事態も念頭に事故・災害を想定の上、事故の進展や放射性物質放出後の拡散等に関するシミュレーションを実施するなどして、「放射性物質の放出までに避難等が円滑に実施可能であるか」、「屋内退避によって十分に被ばく線量の低減が図られるか」、「屋内退避中の電気・水道等のライフラインが確保できるか」などといった観点から、避難計画を検証し、その結果を県民に示すこととしている。

県としては、東海第二発電所の再稼働の是非については、まずは、安全性の検証と実効性ある避難計画の策定に取り組み、県民に情報提供したうえで、県民や、避難計画を策定する市町村、並びに県議会の意見を伺いながら判断していくこととしているが、その意見を聴く方法については、本条例案の県民投票を含め様々な方法があることから、慎重に検討していく必要があると考えている。

2 執行上の課題について

条例案第17条において、開票は選挙管理委員会の事務とされているところ、条例案第19条においては、開票が知事の事務とされており、開票事務の主体が不明確である。

仮に、条例案第17条のとおり、開票を選挙管理委員会の事務とする場合、地方自治法第252条の17の2第1項の規定は、知事の権限に属する事務を市町村が処理することとすることができる規定であるため、選挙管理委員会の事務を市町村が処理することとはできないことから、選挙管理委員会が県内すべての開票事務を担うこととなり、実務上困難である。

その他、法制執務上不適切な表現、規定すべき内容の不足、定義されていない文言等がある。

令和2年6月8日

茨城県知事 大井川 和彦

前段

意見

指摘